

伊東市告示第204号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年9月4日

伊東市長 杉本 憲也

1 送達すべき書類

国税徴収法に基づく書類（伊収第7-393号）

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

大澤 三郎 外1

3 公示送達する理由

送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

なお、当該書類は伊東市役所総務部収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。